

新発田市教育委員会平成31年2月定例会 会議録

○ 議事日程

平成31年2月5日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第1号 平成30年度新発田市一般会計2月補正予算について

議第2号 新発田市いじめ防止基本方針の改定について

日程第5 その他

(1) 平成31年度新発田市学校教育の指針について

(2) 七葉中学校区内の小学校統合の進捗状況について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長 佐 藤 弘 子

教育総務課長 山 口 誠

教育総務課参事（学校統合担当）

橋 本 隆 志

学校教育課長 萩野喜弘

学校教育課教育センター長
小坂井 博

学校教育課長補佐 長谷川 裕 高

文化行政課長 平山 真

中央図書館長補佐 庭山 恵

歴史図書館長 大森 雅 夫

中央公民館長補佐 坂井 喜 行

青少年健全育成センター所長
井越 信 行

○ 書 記

教育総務課長補佐
佐久間 与 一

教育総務課学事係長
小室 貴 史

○ 資料確認

○関川教育長職務代理者

それでは、ただ今から教育委員会平成31年2月定例会を開会します。
はじめに、日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。笠原委員を
指名いたします。

○関川教育長職務代理者

日程第2 前回定例会会議録の承認についてお諮りいたします。
すでに送付してあります会議録について、ご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

なければ、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○関川教育長職務代理者

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

○関川教育長職務代理人

日程第3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、すでに送付してあります「教育長職務報告（平成30年12月27日～平成31年1月26日分）」のとおり報告いたします。

○関川教育長職務代理人

委員の皆様から何かご質問はございますか。

（「ありません」との声）

○関川教育長職務代理人

ないようですので、教育長職務報告については、報告のとおりよろしくお願ひします。

○関川教育長職務代理人

日程第4 議事に入ります。

議第1号 平成30年度新発田市一般会計2月補正予算について、審議します。

○関川教育長職務代理人

佐藤教育次長から説明をお願いします。

○佐藤教育次長

改めましておはようございます。

議第1号 平成30年度新発田市一般会計2月補正予算についてご説明させていただきます。

2月補正は、平成30年度の決算見込みということでございまして、このたびは減額の金額の大きいもの、あるいは予算に不足が生じる見込みのあるものにつきまして、市長部局の方に予算を要求している段階でございます。示達がありましたら改めてご報告をさせていただきますが、概要につきましてご説明申し上げます。

歳出の方からご説明をさせていただきますので、議案3ページの歳出をご覧くださいと思います。

最初に教育総務課の補正でございます。第3子以降学校給食費支援事業の55万8千円ありますが、当初予定をしていた人数から少し増えたことから予算を増額補正したいというものでございます。小学校につきましては326件、中学校につきましては1件を当初見込んでおりましたが、小学校についてはさらに8件、中学校については2件増えることが見込まれるということで補正をしたいというものでございます。その下の中学校遠征費支援事業でございます。全国、ブロック、県大会の出場者に補助をするというもので、300万円を予定しておりましたが、今後さらに3団体が出場をする見込みでございまして、その不足分42万9千円を補正させていただきますというものでございます。続きまして、小学校管理運営事業の光熱水費でございます。394万円につきましては、使用量の増加ということで不足が生じる見込みとなったものでございます。また、その下の小学校コンピュータ教育推進事業のパソコンシステム借上料でございますが、544万8千円を減額

したいということでございます。入札を行った結果、請け差がでましたので、減額をしたいというものでございます。その下の学校給食費管理運営事業の燃料費と光熱水費につきましては、それぞれ予算に不足が生じる見込みとなったことから補正をさせていただきたいというものでございます。最下段でございますが、東小学校建設事業でございます。今年度の建設工事につきまして、入札を行った結果、請け差が出ましたので、1,560万4千円を減額したいというものでございます。東小学校につきましては、来年度のグラウンドの二期工事を残すのみとなっております。今年度については、グラウンドの一期工事、仮設校舎の解体工事、プールの新築工事ということで事業を進めさせていただいたものでございます。次のページの住吉小学校のグラウンド整備工事ですが、これも入札による請け差分の減額ということでございまして、1,155万9千円を減額したいというものでございます。住吉小学校については、平成29年度、30年度ということで、工事をさせていただいておりましたが、既に完了しております。その下は東中学校武道場の改築事業でございます。これも入札による請け差ということで1,000万円を減額したいというものでございます。これも平成29年度、30年度の2か年で工事が完了しているものでございます。続きまして、その下、公立学校施設災害復旧事業ということで、説明欄に書いておりますが、昨年台風21号の被害によりまして、東豊小学校の屋上の防水シートが破損したため、国の補助金を使って改修工事をさせていただきたいというものでございます。1,132万5千円でございます。次は、教育振興基金費でございます。年度末になりますと1年分の基金の積み立ての利子分を計上するというので、このたびは9千円でございます。基金の残額でございますが、平成30年3月末の基金残高になりますが、6,777万円が残高として残っているものでございます。

次に学校教育課でございます。災害対策事業でございますが、避難をされてこられた方々に対する扶助でございまして、79万9千円を減額補正したいというものでございます。対象といたしましては、小学生26名、中学生16名であります。その子たちの学用品であったり、修学旅行費等の支援をするものであります。次の小学校教育扶助事業、中学校教育扶助事業につきましては、就学援助あるいは特別支援教育就学奨励費の支援ということで、予算を計上させていただいておりましたが、少し対象人数の増減がございまして、小学校については84万1千円を増額、中学校については、270万9千円を減額したというものでございます。その次は、小学校遠距離通学支援事業でございます。これについては475万円を減額したいということでございまして、委託契約の結果、不用額が見込まれましたので、減額をしたいというものでございます。その下の小学校教育運営事業、中学校教育運営事業は、説明欄に記載のとおり、介助員が募集定員枠まで至らなかったということで、その部分を減額させていただきたいというものでございます。小学校については予算額で88名分を計上しておりましたが、実際は79名ということでございました。また、中学校については、28名分の予算を計上しておりましたが、実際は24名ということで、その部分の減額ということでございます。

次に文化行政課分でございます。埋蔵文化財発掘調査事業ということで、1,612万3千円を減額したいというものでございます。事業内容の変更と入札請け差ということでございまして、事業内容につきましては、事業者の都合によりまして調査面積が減少し、その分が減額になっているということでございます。

次の中央公民館につきましては、64万5千円を増額したいというものでございます。体調不良で療養休暇を取得しております職員の代替職員の雇用に関するものでございます。

青少年健全育成センターの一つ目は、管理運営事業で63万8千円を増額補正でございまして、五十公野児童クラブのエアコンが故障いたしまして、修理をさせていただきたいというものでございます。次の児童クラブ運営事業は、65万2千4百円の減額でございまして、こちら小中学校の介助員と同じでございまして、クラブの指導員を募集しましたが、なかなか集まりませんで、66名分の予算を計上しておりましたが、月によって増減はありますが、平均しますと5、6人が不足していたという結果で、その部分の減額ということでございます。

資料を戻っていただきまして歳入のご説明をさせていただきたいと思っております。2ページをご覧くださいと思っております。いまほど歳出で説明した事業の財源になるものがほとんどでございまして、はじめに教育総務課分でございまして、上段でございまして、先ほども台風21号というお話をさせていただきましたが、その財源が国からの負担金ということで計上したものでございまして、3つ目ですが、学校施設環境改善国庫交付金ということで、6,417万6千円の減額、中学校については1,039万5千円の減額ということでございまして、ルールに従いまして計算し予算を計上したところですが、残念ながら交付金をいただけなかったということで、減額させていただきたいというものでございまして、その不足分につきましては、合併特例債の起債を活用し、事業を進めさせていただいたものでございまして、また、教育総務課の一番下でございまして、被災児童生徒就学支援等臨時特例国庫交付金については、954千円の減額ということで、理由は説明欄記載のとおりでございまして。

学校教育課についても、歳出で説明させていただいているとおりでございまして、文化行政課についても、歳出に伴う歳入の計上というものが主なものでございまして。

次のページの青少年健全育成センターでございまして、412万8千円を増額補正でございまして、国、県の交付金が受けられるということが確定しましたので計上させていただいております。歳出の方に少し説明を記載しておりますが、今年度は社会保険料の部分も補助金の対象になるということで、お認めいただき、増額補正をさせていただきたいというものでございまして。

歳入歳出につきましては以上でございまして。

5ページをご覧くださいと思っております。2の債務負担行為の補正ということでございまして、教育総務課の関係でございまして、学校給食調理場施設整備事業ということで、期間は平成31年度までということでございまして、限度額は4,283万3千円でございまして、北共同調理場の蒸気ボイラー・貯湯タンクの入替工事ということでございまして、貯湯タンクの製造に一定の期間を要するというので、債務負担をとらせていただきたいというものでございまして。

次に、3の繰越明許費の設定ということで2件計上しております。一つ目の1,132万5千円でございまして、先ほど歳出で説明させていただきました、東豊小学校の防水シート改修工事でございますが、年度内に工事が完了しない見込みということで、繰越明許費の設定をさせていただきたいというものでございまして、豊浦中学校区統合小学校整備事業につきましても、年度内に完了しない見込みのた

め、繰越明許費の設定をさせていただきたいというものでございます。
説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

ご質問、ご意見がないようですので、議第1号 平成30年度新発田市一般会計
2月補正予算については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第1号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第2号 新発田市いじめ防止基本方針の改定について、審議します。

○関川教育長職務代理者

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

新発田市いじめ防止基本方針の改定について、お願いいたします。

県のいじめ防止基本方針が改定されております。私どもも早急に改定したいと思
っておりましたが、重大事態の発生への対応により手が回らず、改定がここまで遅
くなったことに対して深くお詫びを申し上げます。

詳しい説明は長谷川課長補佐からさせますので、よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

長谷川課長補佐。お願いします。

○長谷川学校教育課長補佐

お手元の議案7ページ以降の「新発田市いじめ防止基本方針(案)」という資料
と、議案に係る資料の2ページ以降の新旧対照表の両方を見ながらお聞きいただ
ければと思います。

内容につきましては、今ほど課長から説明がありましたとおり、県のいじめ防止
基本方針の改定がございまして、それに合わせて新発田市のいじめ防止基本方針も
改定を行うということで、県の方針の改定を踏まえた上での改定というのがほとん
どの内容でございます。

基本方針(案)の1ページ、「第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向」に
つきましては、「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」、「2 いじめの定

義」につきましては、これまでと変更はございません。方針（案）の2ページ、新旧対照表は3ページですが、「3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項」ということで、(1)は変わらないですが、(2)の後半部分で下線が引かれているところが、加筆ということで、県に合わせて修正をしております。(3)につきましても下線部分の「見えない所で、・・・」以下のところ、そして最後の方で一文字削除して下線部分を加筆ということが県に準じての修正ということでございます。(4)は変更ございません。(5)は同様に下線部分が県の方針の改定に合わせて加筆したところがございます。(6)は変更ございません。方針（案）2ページ目の一番下の「4 いじめの防止等に関する基本的な考え方」についてです。前文は変更ございません。方針（案）の3ページになりますが、「(1) いじめの防止」です。前文について中段以降加筆をしております。これは県の改定に伴って同様に改定するものです。趣旨としては、考え、議論する道徳等が入ってきましたので、子ども達に自分事として主体的にしっかりと考えさせることが大事だということでこのように改定させていただいております。①から④については、①のところ、子ども達が他人事ではなくて、自分事として主体的に問題解決に向かおうとすることが、県の方針で加筆されておりますので、市も同様に加筆させていただいております。他は変更ございません。

方針（案）の3ページの中段、「(2) いじめの早期発見」については、変更はございません。「(3) のいじめへの対処」について、最初の方ですが、県の方の改定に伴って同様に、「学校がいじめを発見し、通報を受けた場合」というのが加筆されております。また後半の部分も、「また」以降の部分について、県の方が改定されておりますので、追加ということになっております。

「(4) 家庭や地域との連携」についてですが、前半部分はこれまでと変わりませんが、後半部分の「また、学校がいじめを発見し、」以降の部分が県の方が変わっておりますので、市の方も加筆をしております。方針（案）の4ページ目に入ります。新旧対照表は6ページになります。「(5) 関係機関との連携」については、字句を県に合わせて同様に变えております。「いじめる」を「いじめを行った」と変えておりますし、主語、誰がという部分がなかったということで、県に合わせて「市教育委員会及び学校は」という部分を加筆しております。「第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策」についてですが、1番から3番については変更はございません。方針（案）の5ページ、新旧対照表は8ページですが、「4番 市及び市教育委員会の施策」についてですが、(1)の①から④までは、一箇所「学校が」という部分が加筆になっておりますが、ほぼ変更はありません。⑤が新たに県の方で加筆されておりますので、同様に市の方も加筆しております。「(2) 関係機関等との連携」ですが、この部分については、当市では市のスクールソーシャルワーカーがおりますので、市スクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）のところを記載し、併せて、関係機関等との連携ということで、下線部分を加筆しております。方針（案）の6ページ、新旧対照表は9ページですが、「(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保」ですが、ここは、県の方で細かく加筆されておりますので、それに合わせて当市の教育センターの教職員研修と現在行っている生徒指導に関わる研修等を具体的に加筆させていただきました。「(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策」については変更はございません。方針（案）の7ページ、新旧対照表は10ページになります。「(5) 啓発活動」については、これまで行ってきたものその

ものですので、変更はございません。「(6) 学校間における連携協力体制の整備」についても変更はございません。「(7) いじめの防止等の取組の点検」については、具体的に点検の内容として「定期的なアンケート調査、個人面談等」が県の方で加筆されておりますので、市の方も同様に加筆しております。「(8) 学校評価・教員評価への指導・助言」については、一部削除し、下線部分が加筆という形で対応しております。これは学校についてきちんと学校評価の中でいじめに対する取組を位置付けて客観的な評価を行うことが大切だということになっておりますので、同様な形で加筆しております。7ページが一番下の「第3 学校が実施すべき施策」にあります。新旧対照表は11ページが一番下になります。こちらは新たに(1)について、県において改定になりましたので、同様に加筆をしております。これまで(1)であったものが、(2)の内容として項目が変わり、「学校いじめ防止基本方針の内容」ということで、このとおり、部分的な削除、また加筆という形で少しわかりづらい表記になっておりますが、県に合わせて修正しております。旧方針の④については、別のところに、同様の評価の方法について記載されているため整理をするということで、別な項目に移行しております。「(3) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項」ということで、下線部分が新たに加筆ということになります。なお、これまでの留意点②については、文言が①と一緒にいるということで、これもあわせて修正しております。その後新たに「②策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページ等への公開によって、保護者に対する周知を図るところが加筆されましたので、県に合わせて同様に加筆しております。③も先ほどお話をしましたPDCAサイクルの文言についてはこちらの方に変わっております。方針(案)の9ページ、新旧対照表の13ページですが、「2 学校いじめ等対策委員会の設置」についてですが、前段の前文については変わりませんが、「(1) 学校いじめ等対策委員会として想定される役割」について、①が新たに加筆、これまでの①が②、②が③ということで、項目を変更するとともに、下線部分を加筆ということで、修正をしております。これまでの旧③、④については、県の方で削除になっておりますので、同様に削除しております。「(2) 学校いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項」ですが、下線部分が、県の改定に伴って新たに加筆しております。PDCAについては、これまで何度も何度も出てくる場所がありますので、削除され、新たに②として「校長は学校いじめ等対策委員会を設置し、」という部分が新たに加筆され、③については、これまでの文言の後半部分に「同委員会で集められた情報は、」以下が加筆となっております。方針(案)の10ページになります。新旧対照表は14ページになります。「3 いじめの防止等に関する措置」ですが、「(1) いじめの防止」について、項目がこれまで5項目だったものが、細かくなっております。②については部分的な削除と加筆のほか、新たに⑥、⑦、⑧、これは県の改定に伴って追加されている項目ですので、同様に加筆をしております。方針(案)の10ページから11ページにかけて、新旧対照表は16ページの中段になりますが、「(2) いじめの早期発見」ですが、②のアンケート調査については、県の方でアンケート調査のやり方について工夫するということが具体的に記載されておりますので、同じように市の方も加筆しております。また、新たに「⑤児童生徒が自らSOSを発信した場合」という項目が、県の方で追加となっておりますので、市の方も加筆しております。方針(案)の11ページ、新旧対照表の17ページになります。「(3) いじめへの対処」についてですが、①、②について大きな変

更はございませんが、③について解消の視点ということで、出されておりますので、解消の状態はどういう状態であるのかということをおの方で明記しておりますので、市も同様に明記しております。方針（案）の12ページ、「(4) 関係機関等との連携」については、変更ございません。「(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策」については、ご覧のとおり、県の方が細かく改定されておりますので、市もあわせて加筆しております。「(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働」については、これまであっさりしていた部分ですが、家庭、地域との連携が重要だということで、県の方も新たに②、③を追加しておりますので、市も同様に②、③を加筆しております。方針（案）の13ページ、新旧対照表の19ページになります。「第4 重大事態への対処」ですが、「1 学校及び市教育委員会の調査」については、これまでの文言を削除して、新たな文言を追加し、これまでの文言については、この後出てきます「(2) 重大事態の調査」の方に移行、修正ということで県に合わせてこのようにしております。「(1) 重大事態」については、「ア」と「イ」は変更ありませんが、「ウ」その他の場合ということで、保護者から申し立てがあった場合ということで、変わっておりますので、同様に修正、加筆しております。「②重大事態の報告」は変更ありません。「(2) 重大事態の調査」については、これまでなかった前文を追加させていただきました。調査について、これまでは「初期調査」という言い方をしていましたが、文言はすべて基本調査、学校が行うものは基本調査。第三者委員会でやるものが、詳細調査という言葉にかわっておりますので、それに合わせてすべて文言を変えております。本文自体はほとんど大きな変更はございません。一つだけ方針（案）の15ページ、新旧対照表は22ページの中段になります。県のいじめ防止基本方針が、学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告ができるということで、改定しておりましたので、いちおう同様に当市の状況に合わせて③の項目は入れさせていただきました。県立学校では学校主体で第三者委員会を設置して、調査ができるということになっておりましたので、それを市教育委員会に置き換えて文言を加筆させていただきましたが、この部分が実際にどうなのかということは、御意見があるところではないかと思っておりますので、後ほど御意見をいただきたいと思っております。「(3) 調査結果の提供」については、文言の削除と一部加筆になります。「(4) 重大事態への対処の留意事項」については、記載のとおり、①、②、③は一部加筆です。④、⑤、⑥は新たに県の改定で追加になっておりますので、同様に加筆させていただきました。方針（案）の16ページ、新旧対照表は24ページの中段ですが、「2 市長による再調査及び措置」については、大きな変更はございません。先ほど申し上げました調査名のところが部分的に変更になったりしているところがほとんどであります。方針（案）の17ページの「(2) 再調査の結果を踏まえた措置等」、「第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」については変更はございません。雑駁な説明で聞き取りにくかったと思っておりますが説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○小池委員

質問に入らせていただく前に、教育委員会事務局の方で困難な課題を抱えながらも改定作業を進めてくださり、鋭意ご尽力くださりありがとうございます。

質問ですが、この資料を受け取った時に、新発田市いじめ防止基本方針という表題だったので、改定案の文言が、県のものでベースになっているという認識を持たずに、読み込みをさせていただきましたが、基本的に、文言、表現については、今のご説明によると大方、県の改定に準拠しているという受け止めでよろしいでしょうか。

○長谷川課長補佐

はい。

○小池委員

自分の過去の経験と照らし合わせながら考えているところですが、このいじめ防止基本方針の体制が一番初めにできた時に、学校のものを作るという一つのひな型、ガイドラインとして、市で作成されたもの、遡れば、県で策定したものは、順番に市を經由して学校におろされてきて、その中の文言が学校現場とは、相容れないような、弁護士とか、現場に携わっていたときには、ことが重大になれば、弁護士ということもあり得ると思っていましたが、校内の具体的な方針をいただいたガイドラインに入れ込んでいく作業をした経験があります。そうしたときに、今回、改定の時期がきたことと、たまたま不幸なことが起きたことが、時期的に近い、重なり合っている中での改定なので、市教育委員会が経験してしまったことを踏まえた改定でもあることが伝わるようなアナウンスの仕方が非常に重要になってくると思います。

市の方針の改定が終わると学校の基本方針の見直し作業、自分の経験の中では見直したものを市教委に報告して点検していただき、またご指導をいただくようなやり取りがあったように記憶しておりますが、それに類して学校にもそういうことを求めるのかというのが一つ。学校における全体の計画、年間を通した計画を学校で策定するような文言が資料にあったように思いますが、その時に、学校によくある表現としては、生徒指導やいじめ対策委員会をどのように年間に位置付け、職員の研修をどのように図るかという年間計画のようなものを各学校は方針の一項目としても、別紙という形でもいいですが、作って、それも含めて市教委の方で、点検、把握するようなことをしていくとよいのかなと感じました。

あと細かな文言については、修正する余地はあるんですか。

○関川教育長職務代理者

いくつか質問がわかれて出ていますが、事務局の方はよろしいですか。

では、小坂井センター長からお願いします。

○小坂井教育センター長

まず、各校のいじめ防止基本方針の見直しを来年度に求めるのか、ということですが、この事案が発生する以前から毎年見直しをお願いをしております。今回、10月に第三者委員会から報告書が出された時点で、今一度校内の体制について確認してくださいということで、現在、すべての学校から最新のものが、教育委員会

の方に届いております。それを私の方で一つ一つ見ていますが、用語について、同じ学校、同じ組織なのに呼び方が違っているというところがありましたので、そういったところについては、再度見直してくださいということで、お願いしております。

また、各校のいじめに係る年間のプランについては、特に提出を求めてはいなかったんですが、貴重な御意見をいただきましたので、検討しながら前へ進めていきたいと思っております。

○関川教育長職務代理者

小池委員。よろしいですか。

○小池委員

あとは細かな言葉の質問ですが、教育委員会の方で練られたものかなと思っていくつかお聞きしたいものがあります。

新旧対照表の2ページ下段の(2)ですが、カッコ内の「例えば、学校いじめ等対策委員会」という表現ですが、今の学校では、わりとピンとくる、スタンダードな名称なんですか。それがまず一点です。

それと、その次のページの1行目の「・・・あることなどをふまえ、背景にある状況等の確認を行い」とありますが、状況等の等の中にはどういうことが想定されているのかをお聞きしたいと思います。

あと、11ページの訂正の(2)の②「いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい」とありますが、いじめに向かわない態度・能力の、能力という表現が、どうなのかなと少し思いました。いまの新学習指導要領の道徳科を見ると、道徳の目標の中に判断力という言葉があるので、それから見ればいじめに向かわないことも能力なのかなとも思いましたが、すべての子どもたちに対してのいじめ防止基本方針ですが、ここが能力という言葉でいいのかどうかというのが引っかかった部分です。

あと同じページの一番下の(3)①ですが、「策定や見直しに当たっては、(途中略)児童生徒の意見を取り入れるなど」とありますが、本当にこれからの、トップダウンの決まりがあって押し付けのものではなくて、これから始めようとする、自分のものとして捉えて、考え、議論する道徳の非常にいい現れ、児童生徒の意見を取り入れるというのは、ここに表れてきたことは意義深いなと感じていますが、特に児童の場合、基本方針の策定の上で取り入れるとしたときに、具体的にどんな活動、姿を想定されているのか。そこがはっきりしていると形骸化を避ける一つのきっかけになるのではないかなと思いました。保護者、地域にも、このことをオープンにして共有し合って議論し合うということが謳われていて、さらに地域に関しては、コミュニティ・スクールが始まっている学校とそうでない学校、そこまでいかなくても地域の力を活用している学校と丁寧に項目を起こして分けて書いてあるので、それはこのたびの改定に意義深い方向性が現れていると思っています。そこに児童生徒の意見、中学生なら中学生のことを理解できるので、具体的な行動をイメージやすいですが、児童の場合どういうことが可能なのかと思いました。

これが最後ですが、15ページの2行目の⑧ですが、「特に配慮が必要な児童生徒」という言葉がありますが、ここはどんな子どもたちをイメージしているのかと

というのが一つ、「特に」という表現を入れないとだめなのかと思ったので、お聞かせいただければと思います。

○関川教育長職務代理者

いま五つほどご質問がありました。
事務局よろしいですか。

○小坂井教育センター長

それでは議案に係る資料3ページの、「学校いじめ対策等委員会」という名前ですが、現在、各校で見直しを行ってもらっているのは、国のいじめ防止基本方針を参考にしながら、国はすでに改定が終わっているものですが、それを基にしながら見直しを行っていただいております。ですので各校の方が、市よりも新しい国の方針に準拠しながら見直しを行っておりますので、新発田市の方が後に出ています。その中でいじめ対策等委員会という名前が出てきていますので、特に各校では混乱なく行っておりますし、各校ではいじめ・不登校等対策委員会など学校に合った名称を付けているというのが現状であります。

次の(3)ですが、「外見的にはけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があるとか、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどをふまえ、背景にある状況等ということですので、配慮が必要なお子さんであるとか、あるいは家族の状況であるとか、様々な中で、その子は悪気がなくてやっていることでも、受け手にとってみればいじめとを感じる場合もあるので、一方的に決めることなく、幅広くその子が置かれている環境、人間関係などを見ていってほしいという意図がこの等に込められております。

○小池委員

状況という言葉そのものが非常に幅広いものを包括しているような気もしますが、念には念を入れて等を付けたと受け止めたらいいいですね。気持ちはすごくよくわかります。見逃していけない様々な場合、ケースとしてはあるんだということで受け止めればいい。むしろ逆に強調してもいいくらいの気持ちでお聞きをしております。

○小坂井教育センター長

次に、いじめに向かわない態度・能力についてですが、やはり判断力というお話もありました。そういったこともありますし、ある程度理解力というものもないと、この先、自分がいじめを受けました、いじめをしましたというふうに様々な立場になろうかと思いますが、例えば、このいじめを自分たちでどうやって解決していったらいいんだろうかということはやはりお互いに話し合ったり解決するための力を育てていかなければならないということを見ると、能力といった言葉も半ば必要な力なのかなと考えております。

○小池委員

総合教育会議のときに、CAPの取組も含めて、いじめを心情的に解決する精神

というか気持ちを議論を通して耕して育成していくのと同時にソーシャルスキルの的なノウハウを身に付けさせるということが、新発田市のいじめ問題を解決するひとつの大きな特色になっていくんだと受け止めているので、もしそうであればその能力を今ご説明があったようなことにプラスいじめを解決するために、ソーシャルスキルとしての技能ということも含んでいるんだということを、この能力はそういうことなんだと、新発田市としてのねらいみたいなものが何かの形で伝わるというなどと思いました。

○小坂井教育センター長

児童生徒の意見を取り入れるということですが、まず、PDCAサイクルで回しなさいと言うことが各所で言われています。その中で当然児童からの評価とかいじめアンケート等をとっていきますので、そういったものも踏まえたり、あるいは各校でいじめ見逃しゼロスクール集会などというものがあります。その中で、自分たちの学校はこういういじめのない学校にしたいと思っておりますといったことを、小学校の場合は発表したり、クラスごとにそういったものを作ったり活動の場面があるかと思いますが、そういったものの中から各校で文言を取り入れたりしながらやっていけるのではないかと考えております。

中学校でも同じように、生徒が主体的になって行う「いじめ見逃しゼロスクール集会」というものがありますので、その中で児童宣言、生徒宣言とかさまざまな取組が行われていると思っておりますので、そういったものも方針の中に取り入れていければ自分たちの考えがこの中に入っているんだという思いを子ども達に抱かせることができるのではないかと考えております。以上です。

○関川教育長職務代理者

特に配慮を要する児童生徒の特にの部分はどうですか。

○小坂井教育センター長

ハイリスクと言われているお子さんたちがいらっしゃいます。たとえば長期にわたって、学校を休んでいるお子さんであったり、リストカットを繰り返しているとか、家庭で虐待を受けているとか、様々な状況、背景を抱えているお子さんがいらっしゃいますので、ハイリスクというか、いじめとかが起きた時に死というものに近い人たちというか、一歩踏み込んでしまうとといったようなことを意識しながら特に配慮が必要な子どもという意味です。ハイリスクという言葉は使っていませんが。

○関川教育長職務代理者

ほかにありますか。

桑原委員。

○桑原委員

新発田市でも残念な事件が起こり、その後、第三者委員会の御意見を読み、それに対して総合教育会議を開いてどのように対応していったらいいのか議論しました。議論の具体的な事柄が今回の改定に盛り込まれていると思っております。教育委員会

がどういう姿勢を持って臨みたいのかということが、良く表れていると思います。

あと、非常にテクニカルな部分についての質問です。新旧対照表の3ページですが、真ん中あたりの※3 具体的ないじめの態様の例のところですが、点が途中からずれています。現行のところもずれていますが、ずらす必要がないのであればこの機会に訂正した方がよいと思います。

○長谷川学校教育課長補佐

これは、誤記ですので訂正いたします。

○桑原委員

次は13ページの改定後の方の下段の(1)の①です。(1)は学校いじめ等対策委員会として想定される役割として5項目が列挙されています。その①だけが体言止めになっています。②から⑤までは動詞で終わっていますので、文体を統一したらどうかと思います。

次が15ページです。15ページの改定後の方の(1)の⑥ですが、これは読みにくさの問題です。「発達段階に応じて」から始まり、次に数行にわたって注意をしなければならないことが列挙してあります。「発達段階に応じて」は、本来4行下の「実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行う。」にかかっているため、「発達段階に応じて」は、「実例を示しながら」の前に置く方が分かりやすいと思います。

あと、22ページの③について先ほど、御意見を聞きたいとおっしゃっていましたので、具体的に何についてなのかお知らせいただければと思います。

○長谷川学校教育課長補佐

13ページのご指摘の部分については文言を統一したいと思います。

15ページの(1)の⑥についても、ご指摘のとおりわかりやすい表記にかえさせていただきます。

あと、3ページの点がずれている部分については、記載ミスでございますので、すべて同じ項目ですので同列に訂正させていただきます。

○桑原委員

そのほか、新旧対照表の改定後の方の新しい追加項目でアンダーラインが付いていない箇所もありましたので、改めて確認をお願いしたいと思います。

○長谷川学校教育課長補佐

わかりました。

○萩野学校教育課長

桑原先生からご指摘いただいた新旧対照表の23ページの(4)で重大事態が起きた場合に、今回の事案は第三者委員会を作って調査をしました。法的には全て第三者委員会を作らなければいけないわけではなくて、それは市教委の中の附属機関でやったわけですが、学校が独自に第三者委員会を作って調査をするということもできるんです。県立高校の場合、どこの高校かはわかりませんが、報道によ

ると、不登校の場合、学校が第三者委員会を立ち上げて調査をしてそれを県に報告をしたということが今日の新聞にも出ておりました。県の方針に基づいて改定すると、この部分は学校が調査委員会を設けて調査をし、それを市教委に報告するというのもできる道を残しているわけです。ただ、新発田市立の学校の場合に、これが果たして妥当かどうかというところは、疑問があるというのが我々の思いです。平成28年に実際にある小学校で、30日以上欠席がありました。それについて第三者委員会を開いて調査をしたんですが、実際は不登校は解消していたわけです。第三者委員会を開いて検討した時には、実質1、2回くらいの審議で終わったというところもあります。法律で30日以上というのが決まっているので、30日の欠席が過ぎたから、すべて附属機関である第三者機関に諮問して答申をもらわなければいけないのかというと、それもまた大がかりなことだということもあります。このところを我々も県のもの参考にしながらか残したんですが、どんなものかなという思いがあり、御意見をいただきたいということでもあります。

○桑原委員

今の話は23ページですか。

○萩野学校教育課長

失礼しました。22ページの③の間違いでした。

○関川教育長職務代理者

簡単に言えば、学校は調査委員会を開かなければいけないのかということです。

この規定があると市教委は学校に対して、調査委員会を開きなさいと命じることができるわけです。

ですので、学校は作らなければいけなくなります。「それって学校が大変じゃないですか」という心配があるわけです。でも、この規定を残しておいてもなにも悪いことはないわけです。これは学校がやらなければいけないと市教委が判断した場合には、市教委から命じることができるレベルを残しておくことはあります。具体的にこれが実際に機能するかといったことを考えたら、この規定に基づいて市が命じることほとんどないと私は思っています。しかし、残しておいても悪いことはないわけです。まったく変だということはありません。ただ、県は県立高校を想定して作ったわけです。県立高校は職員がものすごくたくさんいます。その中で外部の人を連れてきて調査委員会を開くということは、比較的やれるわけです。しかし、市立学校、例えば菅谷小学校で調査委員会をやれといってもとてもできません。なかなか難しい条文ですがいかがでしょうか。

○桑原委員

いじめの事件のレベルによると思います。大きくないものは、学校にお任せしていいと思いますが、すでに③のAに、「重大事態の基本調査結果」とありますので、いま、関川教育長職務代理者がおっしゃったようにこのケースだと学校だけにお任せするのは、おそらく非常に難しいですし、「教育委員会は何をやっているのか」という批判につながってしまうかもしれません。たしかにウのところ、教育委員会の方でもきちんと支援しますとは書いてありますが、実際には難しいかもしれま

せん。

それでも、規定を残しておいて、運用できるかどうかみて、また改定の時期がくるわけですから、そのとき考えてもいいと思います。

○関川教育長職務代理人

あまり具体的ではないけど、残しておいてやってみて、まったく必要なかったという評価が出てくるようであれば、改定の時期に削除してしまうという事はありかなとは思いますが。そんな心得でよろしいでしょうか。

(「はい」という声)

○関川教育長職務代理人

他にご質問はございませんか。

○関川教育長職務代理人

大変具体的で細かい規定になってきましたけれども、時代の流れの中でこういうものが定められていくんだなと感想を持っていますが、よろしいでしょうか。今ほどの件は事務的に修正できるところは修正してもらいたいと思います。

○関川教育長職務代理人

それでは、議第2号 新発田市いじめ防止基本方針の改定については、ただいまの留意点を含めて、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理人

それでは、議第2号について、可決することにしたいと思います。

○関川教育長職務代理人

続きまして、日程第5 その他に入ります。

(1) 平成31年度新発田市学校教育の指針について、小坂井学校教育課教育センター長から説明をお願いします。

○小坂井教育センター長

それではお手元の資料に基づきご説明させていただきます。

平成31年度学校教育の指針案についてご説明させていただきます。はじめにこのたびの見直しは、お手元の資料「平成31年度学校教育の指針について」の(1)から(5)に示した視点に基づき行っております。

「(2)の平成30年度学校教育の指針に付いての各園・校の評価結果」については、資料をめぐっていただきまして、資料2と資料3にまとめております。資料2の表を文言にまとめたものが資料3になります。

(3)の教育センターの学校訪問での指導については、一番最後のページ、「道学共創」という教育センターから各校に発行しているお便りがあるんですが、そこ

に概略的にまとめているものがございますので、そういった内容がセンターの中で話し合われております。そういったものをもとにしております。また、(5)のその他でございますが、第三者委員会の答申あるいは、市長さんがこのたびの選挙で再選されましたが、公約の中で、教育施策を市政の4本柱の一つとして掲げていらっしゃると思いますので、そういったものも踏まえながら作成しております。また、県の学校教育の重点が今年度大きく見直されて、「主体的・対話的で深い学びの実現」と「いじめをしない、許さない、命を大切にする意識の醸成」、「特別支援教育」の3点に重点化したようなものに大きく変わっております。そういったことも踏まえながら新発田市でも項目数を少し絞りながら見やすくしていきたいと考えております。

それでは資料の1、A3版の縦型のものを元に説明をさせていただきます。

また、「平成31年度学校教育の指針について」の資料を1枚めくっていただきますと、来年度はこんな形のフォルムになりますという資料も付けております。これはコンピューターで作っているものなので、すっきりしたようには見えませんが、印刷屋に出すとおそらくすっきりしたように見えるだろうと期待しております。

では説明させていただきます。

まず、昨年度、新学習指導要領を見据えた形で大きく見直しをしております。大項目ですが、1「家庭・地域とともに歩む学校・園づくり」、2「育成すべ資質・能力を地域と共有する教育課程の編成と実施、評価及び改善」3「中学校区の学校間の連携による安全で安心して学べる園・学校づくり」については、昨年と同様で変更はございません。

続いて、黒く網掛けになっている中見出しです。学力についてですが、30年度の「学ぶ意欲の醸成と確かな学力の定着」という項目ですが、これを「確かな学力を育む教育の推進」に変更しました。確かな学力の中には、意欲といったものも含まれておりますので、他の、「豊かな心」とか「健やかな体」といった中見出しの文言と揃えて見やすくさせていただきました。続いて30年度の「未来をひらくキャリア教育」の文言がございしますが、これについては、「ふるさと新発田を愛する心を育てるキャリア教育」として、新発田市の市政の方向性をここで示させていただいております。

続いて、中見出しが終わりましたので、細かく見ていきますが、学力の1の「カリキュラム・マネジメントに基づいた指導計画の作成と実施、改善」といった項目になりますが、その(1)は平成30年度の(3)の意味合いも含めて、「教科間、各教科と総合的な学習の時間等とを関連づけた指導計画の作成と実施、改善」としました。(2)では、平成30年度版の(1)と(2)を合わせたような形にして、「学力実態の分析に基づく課題解決のための研究推進部等を中核とした共通実践の徹底」としました。続いて学力の2、「学ぶ意欲を高める「分かる、できる、楽しい」授業」の(1)ですが、授業改善の視点を定めて、より質の高い授業改善を進めていくということを意識しまして、「新発田市授業スタンダード」の活用による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、授業改善の視点を明確にした取組」といった文言にしております。当然、質の高い授業を目指すということになれば、平成30年度の(2)言語活動の充実ということも行われていくわけですので、その意味合いも(1)には含まれております。(2)は家庭学習に「自主的な」という文言を加えまして、「自主的な家庭学習の習慣化につながる効果的な指導の工夫」というこ

とで、やらせられる、やらせられて、強調週間の時に学校の方で一生懸命取り組んでいるので、そこでやっているというところから、中学校に行っても自分で自主学習ができていくような子どもを育てていってほしいということを少し強調させていただいた、自主学習にシフトしていってほしいということの意味しています。

続いて豊かな心の部分になりますが、「1 豊かな人間性や社会性の育成」の(1)ですが、平成30年度の(1)と(2)を合わせて自己有用感と社会性の育成というところに重点を置かせていただいております。(2)は、いじめの調査報告書、あるいは、不登校が増加しているといったことを受けて、対応を組織で情報共有して継続的に指導を行ってほしいということで、(2)の「いじめや不登校、問題行動等への対応方針について職員間の情報共有と共通理解に基づいた即時対応、継続的指導の確実な取組」というものにしております。いじめということをはっきりと指針の中に謳わせていただいております。2番ですが、「多面的多角的に考え、議論する道徳科」となっていたところを「特別の教科道徳」という正式名にした方がいいということが話し合いの中でありまして、そのようにさせていただいております。

続いて、「健やかな体を育む教育の推進」の1ですが、31年度の(1)は、30年度の(1)と(3)を含めた形にさせていただいております。独自の体力作りということも含めて、「子どもたちの実態に応じた運動の時間や場を工夫した体力向上の実践的な取組」としております。健やかな体の2にメディアコントロールという言葉がありますが、政府とかそういったところがコントロールするといった意味合いがメディアコントロールという話もありまして、昨年度も少し話題になりましたが、文科省の方でもメディア接触コントロールという言葉を使っていて、だんだんこの言葉も馴染んできているようなので、メディア接触コントロールと文言を改めさせていただいております。

続いて、「新発田市の特色ある教育」の2の「食とみどりの新発田っ子プラン」ですが、(4)は「郷土」という文言を「ふるさと」と改めて歴史というものを加えております。これは市の政策の方向性の中で、ふるさとという言葉を使っておりますので、統一させていただきました。意味合いは、同じだと捉えています。(3)については、環境教育も含めて、31年度の(3)というふうにさせていただきました。

次に「一人一人を大切にしたい特別支援教育」です。(1)ですが、平成30年度の(2)、(3)を含めた形にしております。「合理的配慮や教育的ニーズに基づいた個別の指導計画」「個別の教育支援計画」による指導や支援の充実」としてしております。特別支援教育の(3)ですが、30年度の(4)の「ねらい」という言葉をもう少し明確に、具体的に示した方がよいのではないかとということで、「互いを正しく理解し、共に助け合い支え合うための「交流および共同学習」の推進と」というふうにしてわかりやすくさせていただきました。

「自立の基礎を培う幼児教育」では(1)に、30年度の(3)も含めた形にしております。いままで一つ一つ細かく示していましたが、全体で重なり合う部分を省くことで項目数を減らして、見やすく重点化を図るという意味も含めてこのような形にしたいと考えております。

今日、提案させていただいて、御意見をいただきたいと思いますが、別綴の資料の2に「ご意見について」ということで、2月13日の水曜日までとありますが、時間のないところ恐縮ですが、ご覧いただき、御意見・御指導等ありましたら小坂井まで連絡をお願いいたします。

以上です。

○関川教育長職務代理者

取り急ぎここだけはどうしても聞いておきたいということとはございますか。
非常に見やすく整理されたというふうに全体的には見えますが。

○桑原委員

A3の資料でグレーになっている上から3つ目の「健やかな体を育む教育の推進」のところですが、1番と2番の両方に「体力」という言葉が入っています。1と2を区別する必要はあるのでしょうか。

○小坂井教育センター長

「体力」については、1番はどちらかということと実際に体を動かすということを意識した項目が並んでいる形になります。2番の「健康・体力の把握に基づく生活習慣の改善」の方は、どちらかということと教科で言えば保健体育的な、健康な体にするためにどうしたらよいかといったところで、自校の体力の実態というものがあるので、そういったことも踏まえながら学校の方で指導していただきたいという意味合いを込めています。たしかに1番の体力と同じ響きの言葉ですので、検討させていただきます。

○関川教育長職務代理者

事務局でよく検討してみてください。

○関川教育長職務代理者

学校教育の指針については、御意見がありましたら連絡先が書いてありますので、よろしくお願ひします。

それでは、次にいきます。

(2)七葉中学校区内の小学校統合の進捗状況について、山口教育総務課長から報告をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、資料は1枚ものの事務連絡票をお手元に配付させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

七葉中学校区内の小学校統合の進捗状況についてご報告させていただきます。

12月の定例会では、七葉中学校区内の小学校統合につきましては、統合校の位置を七葉小学校の位置とすることをご報告させていただきましたが、去る1月23日に開催しました第2回の小学校統合検討委員会におきまして、統合校の校名等について協議しましたところ、「校名につきましては七葉小学校とする」ということ。二つ目として「校章、校歌につきましては、現七葉小学校のものを今のまま使用する」ということに協議結果がまとまったところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成31年の9月定例会に学校設置条例の一部改正議案を上程する予定でございますし、31年度からは検討委員会に、菅谷小学校と七葉小学校の校長先生にも入っていただきまして、より具体的に両校の教

職員による統合に向けた準備作業に着手してまいるところでございます。
ご報告は以上でございます。

○関川教育長職務代理者

本件については、よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

それではそのようにお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

そのほか委員の皆様から何かございますか。

○関川教育長職務代理者

事務局から何かございますか。

大森歴史図書館長。

○大森歴史図書館長

それでは新発田市立歴史図書館の方から一点、ご案内させていただきます。お手元に「ハンコ・版画と印刷の歴史」という、新規の企画展のご案内をお配りさせていただきました。

企画展のご案内ともう一つ昨年の7月7日、開館記念の特別講演を予定しておりましたが、講師が体調不良により延期となっておりますものにつきまして、講師との調整がつかまして、3月10の日曜日の午後1時半から前回と同じように生涯学習センターで実施することが決まりましたので、お時間の都合がつかましたら、ぜひご参加いただければと思います。よろしくお願いたします。

○関川教育長職務代理者

今朝テレビを視ておりましたら、外国人がハンコを買っていくということで、ものすごい人気なんだそうであります。おもしろい展示になりそうですので、よろしくお願いたします。

○関川教育長職務代理者

その他何かございますか。

○関川教育長職務代理者

ないようですので、教育委員会・今後の日程（予定）について、山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

その他資料の1ページ、教育委員会・今後の日程（予定）をご覧いただきたいと思っております。

2月25日と3月5日の教育委員会の日程につきまして、今まで期日が入っておりませんでした。市議会の日程の案が確定したことによりまして、期日を入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、4月5日の教育委員会合同歓送迎会、5月の日程を新規に掲載させていただきましたので、こちらもあわせてよろしくお願いいたします。

なお、3月の小中学校の卒業式のご案内を本日お手元にお届けさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○関川教育長職務代理者

日程について何かございますか。

笠原委員。

○笠原委員

小学校の卒業式の日程ですが、私は御免町小学校のPTA会長として出席しなければならないのですが、中浦小学校になっていますので再度調整していただきたいと思えます。

○山口教育総務課長

調整させていただきます。

○関川教育長職務代理者

そのほか、何かございますか。

○関川教育長職務代理者

ないようですので、以上で、教育委員会平成31年2月定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

平成31年 月 日

新発田市教育委員会教育長職務代理者

委員